

公的後見人・受託者協会が 管理人の場合

PGTが財産管理人の役目をする場合
クライアントの手引き



PUBLIC GUARDIAN
AND TRUSTEE OF
BRITISH COLUMBIA

公的後見人・受託者協会が管理人の場合

PGTが財産管理人の役目をする場合 クライアントの手引き

目次

| | |
|---------------------------------|-----|
| はじめに | 3 |
| 管理人とは何ですか？ | 3 |
| 財産管理人とは何ですか？ | 3 |
| 管理人が必要となるのはいつですか？ | 4 |
| 管理人になれるのは誰ですか？ | 4 |
| 財産管理人はどのように選任されますか？ | 4 |
| PGTは財産管理人として何をしますか？ | 5 |
| クライアントと家族を関与させる | 5 |
| 始めるにあたって | 6 |
| 情報を収集する | 6 |
| 収入金の受け取り・請求書の支払い | 7 |
| 財産を管理する | 7 |
| 手数料と費用 | 8 |
| PGTが財産管理人の役目を終える | 9 |
| 成年者が意思決定できるようになる、またはPGTが必要なくなる時 | 9 |
| 管理人が交代する時 | 10 |
| クライアントが死亡した時 | 11 |
| 葬儀の手配 | 11 |
| 最初の手続き | 11 |
| 長期間 | 11 |
| 遺産の譲渡 | 11 |
| 移譲期間中におけるPGTの法的権限 | 11 |
| 遺言執行人または近親者が探し出せなかった場合 | 11 |
| 権利について | 13 |
| お問い合わせ | 裏表紙 |

はじめに

成年者が病気、事故、障害、加齢による疾病が原因で意思能力が十分でないために自分の事の管理に支援を必要とする場合、何らかの形で判断力の低下が見られます。成年者は健康と安全維持に重要な日常的な事柄をもはやできなくなった可能性があります。請求書の支払いを忘れてたり、お金をどこかにおいて、その置いたところを思い出せないことがあるかもしれません。預金の出し入れ、投資、財産、自分の所有物など訳が分からなくなっていることもあります。その結果、成年者は社会的に無防備となり利用されやすくなります。

毎年公的後見人・受託者協会 (PGT) には、自分のことを管理できない成年者、友人、親類などを支援するためにどうしたらよいかというお問い合わせが多くの人から寄せられます。大概の場合、PGTへ問い合わせた人が必要な援助を行うことができます。これは大変重要なことです。というのは、本人の最も身近な人が最善のケアと心のこもった支援を行うことが多いからです。進んで援助を行える人がほかにいない場合、PGTは本人の支援を行う役目を引き受けることがあります。

重要な注意点： 本ガイドでは、PGTが法律上自分の財政的事柄の管理能力がなくなったと宣言された成年者の財産管理人としての役目を果たすとき、PGTが実施するサービスについて説明します。

本ガイドは法律上必要となる事柄を紹介しますが、法的な助言ではありません。これは一般的な事柄について解説なので、専門的な法的な助言の代わりに使用することはできません。財産管理人に関する法的アドバイスが必要な場合、弁護士と相談してください。

管理人とは何ですか？

成年者が自分の財政的事柄と法的な事柄の管理に支援を必要とする場合、すでに先を見越して、永続的委任状または代理契約を作成して誰かに意思決定をする権限を与えているかもしれません。永続的委任状または代理契約を作成していない場合、成年者がすでに意思決定能力を失っているため、支援する人が必要となる場合、通常友人か親類が本人の財政的事柄を管理するために裁判所に申請書を提出します。これは患者財産法で「財産管理人」と呼ばれています。管理人として進んで役目を引き受けられる家族や友人がいない場合、代わりに公的後見人・受託者協会 (PGT) が選任される場合があります。

財産管理人とは何ですか？

財産管理人とは、意思決定能力を欠いているため援助が必要な成年者に代わって財政的事柄と法的な事柄の決定をするために選任される人のことです。財産管理人は財産の保護、受給資格の確認、収入金の受け取り、請求書の支払い、サービスの契約、不動産の維持と売買、投資の管理、所得税申告の準備、法律上の扶養家族の適切な扶養など多くの責任を伴います。法的責任には民事訴訟の後見人の役目が含まれます。これらの役目を実行するために、管理人は成年者の自立を助長し、本人に影響のある事柄の決定になるべく関与するように働きかけることが要求されます。

財産管理人は医療、介護施設への入所、生活環境、他の個人的な事柄に関する決定は行いません。これらの決定の一部もしくはすべては、身上監護人、代理契約下の代理人、医療に関する臨時代行意思決定者など他の種類の代行意思決定者によって行われます。医療行為における同意の代諾が必要な場合で、ほかに代諾する人がいない場合、PGTに臨時代行意思決定者としての権限が与えられる場合があります。

管理人が必要となるのはいつですか？

成年者が自分の財政的事柄と法的な事柄の管理ができなくても、まだほかの事柄に関する決定はできるかもしれません。成年者が自分の財政的事柄と法的な事柄の管理ができるかどうかの判定は法的なもので、本人が行わなければならない判断がどのような影響をもたらすかを理解する精神的な意思能力があるかどうかを決める鑑定に基づいています。財産管理人の選定は最後の手段で、年金受託、代理契約、永続的委任状などほかの選択肢を選ぶ手段がなくなって初めて考慮するものです。詳しくは「検討すべき選択肢」をご覧ください。

PGTは財産管理人の役目をする場合、成年者の必要度に応じた支援を提供し、本人を意思決定に関与させる、また自立を助長するなどの努力をいたします。PGTが受託者の義務を果たす場合、本人の要望や今までの習慣を考慮に入れます。状況は人それぞれに異なります。

管理人になれるのは誰ですか？

管理人が必要となる場合、友人、家族、信託会社のいずれかが支援を必要とする人の事柄の管理ができるように、管理人となるための手続きを裁判所に申請することができます。これは「個人の管理人」と呼ばれています。支援が必要な人が周りにいて、あなたが個人的な管理人になることをお考えの場合、PGT発行の「[個人の財産管理人・身上監護人のためのハンドブック](#)」と「[支援のしかた](#)」をご覧ください。

進んで役を引き受けられる家族、友人がいない場合、または管理人に関して家族間で意見の対立があり管理人の役は中立的立場の人が望ましい場合、PGTが管理人の役目をします。PGTは、クライアント関連の意思決定において政府とは関係ない組織で、クライアント第一とする誠実な任務を帯びています。

財産管理人はどのように選任されますか？

財産管理人は次の2つの方法のいずれかで選任できます。

- a) **意思決定不能証明書による** — 意思決定不能証明書は、成年者の意思決定不能の鑑定を行ってから保健局から発行を受けられます。鑑定には医学的要素と機能的要素が含まれ、法律の基準を満たさなければなりません。このプロセスでは成年後見法に従ってPGTを「法定財産後見人」に選任します。選任されたらPGTは患者財産法に基づいた財産管理人になります。この方法ではPGTだけしか選任できません。
- b) **裁判所命令による** — 患者財産法に規定されている財産管理人に選任されるための手続きは、誰でもまたはPGTが裁判所に申請を行うことができます。裁判所は成年者を診察した医師2名の意見と関連事項を検討します。

PGTは財産管理人として何をしますか？

公的後見人・受託者協会 (PGT) が成年者の財政的事柄の管理をするために財産管理人に選任されると、本人はPGTのクライアントになります。PGTは他の財産管理人同様、クライアントの財産を守る義務があり、クライアントの全財産を扱う権限を持ちます。全財産は引き続きクライアントが所有し、クライアントの名義で委託管理となります。

PGTの管理人としての務めは、クライアント本人とクライアントの法律上の扶養家族の利益のために財産を管理することです。PGの対応と決定はクライアントの利益のためでなければならず、それゆえPGTはクライアントの代理で行う決定にクライアントの個人的な事情と固有の家族状況を考慮に入れます。PGTは成年後見法の原則と、できる限りクライアントの自立を助長して本人を意思決定に関与させる義務に従って対応します。PGTは意思決定に適切な場合クライアントだけでなく、影響を受けそうなまたは関係ある家族や友人に参加を促します。

各クライアントの財政的および法的な事柄はクライアントに最大の利益があるように個々に管理されます。ケース・マネージャーと財政的および法的な専門知識を持つスタッフで構成されるクライアント・サービスチームが、財政的および法的な事柄を管理します。

| 財産管理人が決定できる事柄 | 財産管理人が決定できない事柄 |
|----------------|----------------|
| 財産の保護 | 医療行為 |
| 給付金の申請 | 個人的な事柄の決定 |
| 収入の受領 | 施設入所 & 生活環境 |
| 請求書の支払い | 婚姻または離婚* |
| サービスの契約 | 養子縁組* |
| 不動産の維持、売買 | 投票* |
| 投資の管理 | 遺言状の執行* |
| 個人的な所得税申告 | 刑事訴訟* |
| 法律上の扶養家族の適切な扶養 | 移民関連の事柄* |

*代理意思決定者はこれらについての意思決定はできない。

クライアントと家族を関与させる

管理人としてPGTはクライアントの自立の支援と助長に努力し、さらに可能な場合重要な事柄の決定にクライアントの参加を求めます。ケース・マネージャーはクライアントと面談し、ニーズ、優先事項、参加度を確認し、計画を作成します。財産が保護されていてクライアントが意思決定できる場合、PGTは食料品の買い物、娯楽など日常の決定に極力関与しないようにしています。多くのクライアントは自分の銀行預金口座を維持し、自分で使います。

PGTは主な財政的および法的な事柄の決定にクライアント本人と影響を受ける家族に関与するように促します。関与の度合いは、クライアントの要望、今までの慣習、クライアントの理解力、家族の関心と参加できるかどうか、状況の緊急性、秘密性などの事柄によって異なります。

財政的事柄の決定が身の回りもしくは医療の決定に影響が出そうな状況において、PGTは、決定する事柄がクライアント本人に最大の利益となるように、本人と、本人の身上監護人または代理人など法的権限を持つ人と協力して対応します。

患者財産法 第18節(2)

管理人は、妥当な限り、患者の自立を助長し、患者本人に影響のある意思決定に関与するように働きかけなければならない。

始めるにあたって

PGTは財産管理人に選任されたらクライアントに連絡を取り、活動予定項目を通知します。新しいクライアントの方はPGTに次のことを期待できます。

- ・ 2回目の鑑定もしくは再鑑定の選択肢について知らせる
- ・ 自立を助長し、クライアントに意思決定の過程に参加するよう促す
- ・ クライアントとの初回の面談の日取りを決める
- ・ 家族、友人、金融機関から必要な情報を収集する
- ・ 金融機関にPGTが財産管理人となったことを通知する
- ・ PGTの調査担当者にクライアントの住居・財産の調査を依頼する
- ・ 財産目録を作成し財産を保護する
- ・ 該当する場合、身の回り品・不動産を処分する
- ・ 遺言状を検認する
- ・ 法的問題があれば処理する
- ・ 事案計画と予算をたてる
- ・ 郵便物の配達先を変更し、必要な場合住所の変更を手配する
- ・ 収入・請求書の宛先を変更し、自動口座支払いの手はずを整える

情報を収集する

クライアントの財政状態に関する全体像を把握するためにPGTはクライアントの事柄についてできるだけ多くの情報を収集します。多くの場合、クライアントは自分の財産、収入、負債、他の責任事項について詳しく説明できません。

可能な場合、PGTはいろいろな人や機関から情報を集めます。ケース・マネージャーが最上のサービスを行えるように、親類の人はケース・マネージャーに連絡しクライアントの好みや心配事を話し合うことをお勧めします。親類関係者や友人にアンケートを送ります。アンケートに対する回答を特に即時提出していただければ、クライアントの事柄を管理するのに大変役立ちます。ケース・マネージャーがクライアントの状態や家族の状況をよりよく理解できる情報ならどのようなものでも、最上のサービスを提供するのに役立ちます。

しばらくはクライアント宛ての郵便物も、管理が必要となる収入、財産、負債の確認に役立つようにPGTに回送されます。個人的な郵便物はクライアントへ転送されます。

PGTはクライアントに関する情報の秘密性と安全性を守り、個人情報の収集、使用、開示は必ずBC州の法律に従って行い

ます。情報はクライアントに最大の利益がある場合にのみ第三者に開示されます。このことは財政的事柄などの情報の一部は、クライアントに支援に必要な場合もしくはPGTが任務の遂行に必要な場合、ヘルスケア提供者または関係家族に共有されます。クライアントの要望および状況は常に考慮に入れられます。

収入金の受け取り・請求書の支払い

PGTはクライアントに代わって収入金を受け取ります。例として、PGTは賃金、年金、障がい者給付金、Worksafe BC給付金、諸年金、住宅ローンおよび販売契約金の支払い、投資所得、家賃、遺言状に記載された贈与などを受け取ります。

さらにPGTはクライアントに代わって請求書や経費の支払いも請け合います。クライアントが日常の経費を管理できる場合、食料品、交通費、娯楽などの費用を賄える金額をクライアントの銀行口座に入れておきます。クライアントが介護施設に入所している場合、PGTは日常生活費を支払い、クライアントが支払える余裕がある場合少しかだけ買い物ができる金額を余分に用意しておきます。

クライアントの扶養家族が困窮している場合、援助の種類と援助額、クライアントの要望とニーズ、そして家族を援助する法的義務などによって異なりますが、支援にクライアントの財産を使える場合があります。

成年者が生活費をまかなうだけの金銭を持ち合わせていない場合、PGTはクライアントの代理で低所得者向け給付金または該当する給付金の申請を行います。

借金または負債がある場合で、成年者が十分な資金を持ち合わせている場合、PGTは本人の代わりに返済の手はずを整えたりまたは請求金額の精算を行います。

財産を管理する

新しいクライアントのために、PGTはクライアントの信託口座を開設します。この口座を用いて現金を投資し、所得を入金し、請求書の支払いが行われます。財産の種類と各クライアントの状況によって異なりますが、PGTは他の財産の保護または売却を行います。多くの財産は（自動車、投機株など）は現金に換えなければ価値が下がる場合があります。クライアントの家族のニーズ、債権者の請求、保管費用などの事情により、財産の売却が必要となります。財産によっては性質上保護するのが難しい場合、現金化するのが良策です。各クライアントの個々の事情によって最上の選択肢が決まります。

- **銀行預金口座** – 可能な場合、クライアントが引き続き自分の銀行口座を利用できるような手はずを整えます。この手はずはクライアントの利益を守るために限定して取るものです。クライアントが自分の銀行口座を利用できない場合、たいてい口座は解約され、残高はPGTがクライアントのために開設した信託口座に入金し運用されます。
- **共同名義の預金口座** – クライアントが別の人と共同名義の銀行口座を開設している場合、開設当時の口座の性質と意図など様々な事柄を考慮します。各状況は個々に対処されます。
- **夫婦の共有財産** – クライアントが配偶者と財産を共有している場合、PGTは配偶者と協力して税金、不動産、保険、年金の分与オプションなどの問題に対処します。
- **他の共有財産** – クライアントが別の人と共同名義の財産を所有している場合、PGTはその人と協力して税金、不動産、保険の問題に対処します。

- **現金** — 現金化したすべての財産はPGTの信託口座または投資口座に入金されます。
- **貸金庫の中味** — PGTは重要な財産すべてが目録に記入され保護されることを確約する責任があります。通常貸金庫は解約し、中に入っていたものは保管のために取り出されます。
- **株と債券** — 株や債券はクライアントが流動資産を必要とする場合、売却する場合があります。クライアントの事柄を一定期間PGTが管理する可能性がある場合、投資内容を評価し、評価の結果PGT管理の投資口座に移します。払戻し・引出しに掛かる罰金を払わなくて済むように努力します。
- **家具および他の個人所有物** — クライアントが引き続き自立して生活する場合、家具や所有物はそのままクライアントの住居に置いておきます。クライアントが独立して暮らしていないため、家具や所有物を必要としなくなった場合、クライアントが保管料を支払える場合倉庫で保管します。所有物を必要としない可能性がある場合、競売にかけ、収益はクライアントの信託口座へ預金します。
- **記念品** — 写真をはじめ家族の思い出の品々などクライアントの記念品はなるべく保存し、保管するように努めます。
- **不動産の管理** — クライアントが引き続き自宅で生活するまたは自宅へ帰る可能性がある場合、クライアントの居宅を保護する努力をします。入院期間が短期間のみと見込まれる場合、自宅を保護し空き家のままにしておきます。入院期間が長くなる見込みの場合、所持品は倉庫へ入れ、家を貸す場合があります。これはクライアントが税金、住宅ローン、修繕費など不動産物件の維持に関連した費用を払えるだけの資産がある場合手配します。PGTは不動産管理会社に委託して不動産の維持、修繕、検査手配、家屋の防寒対策を行います。
- **不動産の売却** — クライアントが再び自宅に住む可能性がない、または不動産管理費用を払えない場合、当該物件は売却します。クライアントと近親者がいることをPGTが把握していればその近親者に物件を売却する前に相談します。売却する前に、最上の販売価格となるように必ず不動産評価を受けます。
- **自動車** — 場合によってクライアントはまだ車の運転ができ、十分な資金があれば、PGTは自動車保険と車の運転経費の支払いを手配します。多くの場合、クライアントは車を使いません。クライアントが車の運転をしない、または自家用車の使用にメリットがない場合、PGTは車を売却します。

手数料と費用

PGTは、資産の管理、収入の管理、支払い、資産の保護、銀行業務、投資、予算作成など財産管理人のサービスに手数料を請求いたします。手数料の詳細は www.trustee.bc.ca/fees をご覧ください。

また不動産エージェント、不動産管理サービス、家屋の修繕、固定資産税、所得税申告の準備、法的サービス、および所有物の保管、保護、維持などのサービスなどクライアントに提供される物品と専門家のサービス関連の費用もクライアントが責任を持って支払います。

PGTが財産管理人の役目を終える

管理人は、成年者が意思決定できると鑑定される、あるいはクライアントが死亡する、裁判所命令で解任される、裁判所が別の人を選任するなどのいずれかが発生するまで、責任を持って役目を果たします。

クライアントが意思決定できるようになったためPGTの財産管理人としての役目が終了する場合、PGTの担当者はクライアントが自立した生活へスムーズに移行できるように、財政的事柄の内容、現存する法的問題があればその内容、優先事項を話し合い、役立つコミュニティ内のリソースや連絡先をお知らせします。PGTが財産管理人としての役目を終えるとき、すべての財産はクライアントへ返却されます。

管理人の役目の終了にとるべき手順は、PGTが意思決定不能書、または裁判所命令のどちらかによって選任されたかによって異なります。

a) **裁判所命令によって選任された財産管理人** – PGTが裁判所によって管理人に選任された場合、管理人の役目を解くためには新しい裁判所命令が必要となります。裁判所によって選任された管理人すべては、この手順を踏みます。裁判所命令によって管理人の役目を終了するための唯一の方法は、裁判所が成年者が意思決定できると判断することです。意思決定可能宣言書を裁判所へ申請するためには通常弁護士の支援が必要です。弁護士費用が掛かる場合は成年者が負担します。PGTが管理人の場合は、クライアントのケース・マネージャーがこのプロセスの調整に支援することができます。

b) **意思決定不能証明書によって選任された財産管理人** – PGTが意思決定不能証明書により財産管理人に選任されている場合、管理人の役目は次の時に終了します。

- 成年者が意思決定能力について2回目の鑑定もしくは再鑑定により意思決定能力があることを証明されたとき
- PGTを必要としなくなったとき。具体的には、懸念事項の対処に簡略な選択肢で十分なとき、または信頼できる人が援助できるようになったとき
- 裁判所命令によって管理人の役目が解かれたとき
- 裁判所が新しい管理人を選任したとき

再鑑定

成年者は意思決定の再鑑定を請求することができます。その場合、PGTのスタッフはお問い合わせを受けたら必要な手順を説明し、再鑑定の請求プロセスを支援することができます。また本人は掛かりつけの医師に依頼することもできます。再鑑定費用は本人の負担となります。

再鑑定の請求に加え、本人は弁護士に選択肢や意思決定不能証明書に異議申し立て申請に関して相談することができます。弁護士費用は本人が負担します。クライアントのケース・マネージャーは法的サービス提供者のリストを提供できます。

成年者が意思決定できるようになる、またはPGTが必要なくなる時

PGTはクライアントの財産をすべて本人に戻し、クライアントが自立した生活に移行する過程で援助を行います。PGTは次の要領で援助を行います。

- PGTは財産管理人の役目が終了したことを全当事者へ知らせる
- 速やかに全財産を返却する
- 収入・請求書の支払いをクライアントが管理するために本人の元へ戻す
- 財政的な事柄、優先的な扱いが必要な問題、現存の法的な事柄、コミュニティ内のリソースなどについての情報を提供する
- 質問・疑問に答える
- クライアントが自立した生活へスムーズに移行する環境を整える

管理人が交代する時

PGTまたは個人的な管理人は、新しい管理人を選任する裁判所命令が出たら交代することができます。PGTのクライアントの管理人になりたい人は、裁判所に選任を申し立てることができます。選任された場合、PGTはクライアントの事柄に関する責任を新しく選任された個人的な管理人に移譲します。

PGTは個人的な管理人が法的な責任を理解できるように支援し、個人的な管理人へスムーズにうまく移譲できるようにクライアントの財政的な事柄の情報、現存する法的な事柄の状態、優先事項を話し合い、役立つコミュニティ内のリソースや連絡先を提供します。

個人的な管理人が対応できない場合いかなる時点でも（個人的な管理人が死亡した、または権限が取り消された場合など）、PGTは新しく管理人が選任されるまで既定で管理人となります。

クライアントが死亡した時

PGTが管理人の役割を担っている間にクライアントが死亡した場合、クライアントの財産はすべてクライアントの遺産の一部になります。クライアントの遺言状により、またはクライアントが遺言状を作成せずに死亡した場合州の無遺言相続の規定により、財産の分配方法が決められます。財産は、遺産を死亡者の受益者または無遺言相続者に分配する責任を持つクライアントの遺言執行人または遺産管理人に移譲されます。財産が移譲されるまでPGTは財産を保護し、引き続きクライアントの収入を受領します。

葬儀の手配

クライアントの家族は葬儀の手配をするとき、なるべくPGTのケース・マネージャーと相談してください。遺言執行人または家族がいない場合、ケース・マネージャーが葬儀の手配を行います。

最初の手続き

PGTのスタッフは

- 死亡診断書を取得する
- 収入源、債権者、カナダ歳入庁すべてへ通知する
- 遺言執行人または遺産管理をできる近親者を探し出す試みを行う
- 遺産管理の申請を裁判所に行うために遺産内容を遺言執行人または近親者に知らせる
- 手数料などクライアントの財政的事柄の管理内容を見直す

遺産の譲渡

PGTは遺産金を受け取るために遺言執行人または遺産管理人を定めた裁判所発行の代理権限付与書の写しが必要で、PGTは遺言執行人または遺産管理人の署名のある譲渡証書を要求します。遺産額が低い場合、代理権限付与書は必要ないことがあります。詳細はPGTのスタッフにお問い合わせください。

移譲期間中におけるPGTの法的権限

PGTは、クライアントが死亡した後でも遺言執行人または遺産管理人を選任する代理付与書が発行されるまで財産管理人としての権限を保持します。しかしながら権限を行使する範囲は限られています。この期間中遺産調整部〔Estate Liaison department〕は相続財産の維持管理に関連する日常の管理を行います。

遺言執行人または近親者が探し出せなかった場合

PGTの遺産および個人信託サービス〔Estate and Personal Trust Services〕は、BC州にて遺言状を作成した・しないを問わず死亡した人の遺産の管理を、遺言執行人、家族または適格な人が遺産の管理をする意思がない、もしくは管理することができないときに、担当します。PGTが管理人の役目をしている時にクライアントが死亡した場合、遺産調整部は遺産を遺産および個人信託サービスまたはBC引き取り手のない財産協会のどちらかへ付託します。クライアントの財産がBC引き取り手のない財産協会へ引き渡されたら、請求権者は直接同協会へお問い合わせください。連絡先はフリーダイヤル 888.662.2877またはEメール、info@bcunclaimedproperty.bc.ca です。

PGTが管理人の場合 権利について

公的後見人・受託者協会 (PGT) が財産管理人に選任された場合、PGTは財政的事柄と法的な事柄の管理を行う権利を与えられています。PGT発行の「PGTが管理人の場合」は、PGTがどのようにクライアントを支援し、異なる資産を管理するかについて細かく説明しています。この案内はクライアントの権利についても解説しています。

権利について

2014年12月1日にBC成年後見法の一部の変更が導入されました。PGTが意思決定不能証明書により財産管理人に選任されている場合、成年者は2回目の鑑定、再鑑定、裁判所の見直しを要求する権利があります。

- 2回目の鑑定 – PGTが財産管理人に選任されたことを成年者に通知後40日以内に、成年者本人もしくは成年者の代理として役目を担う人は2回目の鑑定を要請できます。
- 再鑑定 – 成年者は12カ月ごとに再鑑定を要請する権利があります。ケース・マネージャーは鑑定の手はずを整える支援をいたします。または本人が直接かかりつけの医師に相談することもできます。
- 裁判所の見直し – 2回目の鑑定または再鑑定を受けた後、本人は決定の見直しを裁判所に申請する権利があります。

自分の鑑定に関する写しをもらうにはどうしたらよいですか？

あなたには自分の個人的な情報を取得する権利があります。ケース・マネージャーに連絡し、鑑定もしくはあなたのファイルに保存されている記録の写しをもらってください。

私が意思決定不能だという決定にどうしたら異議を申し立てられますか？

2回目の鑑定もしくは再鑑定の請求に加え、選択肢を模索するために、または意思決定不能証明書または裁判所命令に異議申し立ての支援を受けるために弁護士に相談することができます。弁護士費用はあなたの負担となります。無料の法的情報、法的助言、裁判所での弁護など、法律扶助を受ける方法はいくつかあります。これらのリソースについてはケース・マネージャーにお問い合わせください。

私の意思決定能力の再鑑定の申請はどのようにしますか？

ケース・マネージャーにお問い合わせください。再鑑定の要請に必要な手順、要請過程での支援について説明することができます。掛かりつけの医師に直接相談することもできます。ただしあなたは再鑑定の費用を負担しなければなりません。

自分の事柄の管理能力があると宣誓してもらうのはどうしたらよいですか？

この手順はPGTがどのように選任されたか、つまり裁判所命令か意思決定不能証明書かによって異なります。本書「PGTが管理人の場合」の9ページの説明をご覧ください。

PGTのサービスまたは決定にどのように苦情を申し立てられますか？

PGTは苦情処理の担当者を内部に設けています。詳細はケース・マネージャーにお尋ねになるか、Webサイト www.trustee.bc.ca/Pages/feedback.aspx をご覧ください。あなたの申し立てた苦情に対するPGTの回答に満足できない場合は、懸念事項をBC行政監査官 (BC Ombudsperson) へ直接ご連絡ください。連絡先はフリーダイヤル、またはWebサイト www.bcombudsperson.ca です。

お問い合わせ
Public Guardian and Trustee
〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

グレーターバンクーバー地域事務所

✉ 700-808 West Hastings Street
Vancouver, BC V6C 3L3

☎ Tel 604.775.1001
📠 Fax 604.660.9498
@ Email STA@trustee.bc.ca

内陸部—北部地域事務所

✉ 1345 St. Paul Street
Kelowna, BC V1Y 2E2

☎ Tel 250.712.7576
📠 Fax 250.712.7578
@ Email STA@trustee.bc.ca

バンクーバー島地域事務所

✉ 1215 Broad Street
Victoria, BC V8W 2A4

☎ Tel 250.356.8160
📠 Fax 250.356.7442
@ Email STA@trustee.bc.ca

🕒 PGT業務時間 月曜～金曜 8:30 amから4:30 pm

フリーダイヤル

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。
お住まいの地域の電話番号(下記をご覧ください)をダイヤルし、
Public Guardian and Trustへつないでくれるよう依頼してください。

☎ バンクーバー 604.660.2421
☎ ビクトリア 250.387.6121
☎ これ以外のBC州の地域 1.800.663.7867
@ Email webmail@trustee.bc.ca

www.trustee.bc.ca

